

令和4年7月

# 定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

## 令和4年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

日 時 令和4年7月12日(火)午後3時00分 開議  
会 場 中土佐町役場本庁1階大会議室

### 議事日程

(新議員の紹介)

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 副管理者の選挙

第5 議案

議案第10号 専決処分の承認について(令和3年度負担金額の変更)

議案第11号 専決処分の承認について  
(令和3年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号))

議案第12号 令和3年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

---

出席議員	1 番	高橋 立一
	2 番	平井 和久
	3 番	中尾 博憲
	4 番	味元 和義
	5 番	池田 洋光
	6 番	中城 重則
	7 番	市川 岩亀
	8 番	吉田 尚人
	9 番	池田 三男
	10 番	大崎 芳章

---

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	会計管理者	西森 茂幸

---

事務局職員出席者	管理局長	松木 貞男
	徴収管理監	井浦 善郎
	事務局長	下村 千佳
	係長	野村 恵里

---

午後3時00分 開議

◎議長（中城 重則 君）

ただいまから会議を開きます。

会議に先立ち、ご報告をいたします。

今期定例会に付議するため、議案第10号から議案第12号の3議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和4年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく当組合議会議員となられました方をご紹介いたします。

まず、4月5日告示の四万十町長選挙において、無投票で再選されました中尾博憲さんをご紹介させていただきます。

◎3番（中尾 博憲 君）

改めまして、皆さんこんにちは。去る4月5日の告示によりまして無投票当選しまして、皆様方と一緒にさせていただくことになりました。高幡広域の様々な問題について微力ではありますがけれども精一杯させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

（拍手）

◎議長（中城 重則 君）

続きまして、前須崎市副市長の辞任に伴い、4月1日から新たに須崎市副市長に就任されました平井和久さんをご紹介させていただきます。

◎2番（平井 和久 君）

須崎市副市長の平井でございます。4月1日より就任させていただいております。同じく微力ではございますが高幡地域のために頑張りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

（拍手）

◎議長（中城 重則 君）

続きまして、当組合の会計管理者に4月1日から選任されております西森茂幸さんをご紹介させていただきます。

◎会計管理者（西森 茂幸 君）

須崎市会計課の西森と申します。行き届かない点もあろうかと思えますけれども、どうかよろしく願いいたします。

（拍手）

◎議長（中城 重則 君）

日程第1、議席の指定を行います。

ただ今ご紹介いたしました、平井和久さんを2番議席に、中尾博憲さんを3番議席に、指定いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、2番平井和久さん、7番市川岩亀さんを指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、これより副管理者の選挙を行います。

副管理者が4月で任期満了となったことに伴いまして、副管理者の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

異議なしと認めます。

従って選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

従って議長において指名することに決しました。

お諮りいたします。副管理者に中尾博憲さんを指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長（中城 重則 君）

異議なしと認めます。

従って、副管理者に中尾博憲さんを指名することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました中尾博憲さんを副管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長（中城 重則 君）

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました中尾博憲さんを副管理者の当選人と定めることに決しました。

ただ今、副管理者に当選されました中尾博憲さんが、議場におられます。会議規則第23条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、中尾博憲さんから、副管理者当選の承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

◎3番（中尾 博憲 君）

改めまして四万十町長の中尾でございます。この度皆様方のご支援をいただきまして副管理者をやらせていただくこととなりました。この高幡の他の圏域と比べまして様々な課題がございます。リーダー的な取り組みをされております。微力ではありますが、管理者をサポートをしながら地域の為、尽力したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（中城 重則 君）

日程第5、議案第10号から議案第12号を一括議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

皆さん、こんにちは。本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、本7月定例会が開会できますことを、厚くお礼を申し上げます。

また、先ほどはこの庁舎、議場、市長室等素晴らしい建物を見せていただいたわけなんですけれども、この素晴らしい議場を提供していただいております中土佐町池田町長をはじめ、皆様方には何かとご配慮いただきありがとうございます。

先般ご紹介のありました、四万十町中尾町長、須崎市平井副市長、西森会計管理者におかれま

しては、今後とも、高幡圏域の地域振興のため、ご指導いただきますよう心からお願い申し上げます。

さて、本定例会には、令和3年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定をはじめ、3議案を上程いたしておりますが、その趣旨説明と若干のご報告を申し上げます。

まず、ふるさと市町村圏事業についてでございます。高幡中学生海外研修事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で海外渡航が困難なため、国内でのイングリッシュキャンプを実施する予定でしたが、研修地である滋賀県にまんぼうが適用される見込みとなり、中止といたしました。今年度については、沖縄在住の外国人宅での3泊4日のホームステイを企画しており、15名が参加することとなっております。

また、青少年育成交流事業につきましても、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策をとりながらの実施は難しいとの判断から中止といたしました。今年度につきましては、夏休みのチャレンジセミナーの対象を子供達からシニアリーダーに変えた上で実施予定でございます。

次に、婚活事業につきましては、毎年2回開催しておりますが、昨年度9月開催分については、募集時期と高知県内のまんぼう適用の時期が重なったことが影響してか応募が少なく、中止しております。

次に、広域観光事業ですが、昨年度より奥四万十観光協議会に対する県補助金が無くなったことから、全額当組合からの補助金により実施しました。また、長年の課題でありました高幡地域の広域観光事業の今後についての議論がなされ、奥四万十観光協議会を法人化することが決定し、3月に立ち上げ、今年6月より事務所を津野町に開設し、一般社団法人奥四万十高知として活動を始めております。

次に、介護認定審査会、障害支援区分認定等審査会の運営事務についてでございます。昨年度は、介護認定審査会が3,237件、障害支援区分認定等審査会が118件、合計で3,355件の二次判定を行っております。

次に、須崎斎場運営事業でございます。昨年度の利用実績は、一昨年より20件多く、須崎市が350件、津野町が108件、その他の市町村が105件の合計563件となっております。火葬件数については例年並みでございますが、式場や待合室等は、新型コロナウイルス感染症対策として利用制限を行ったため、利用率は例年に比べて、2年連続75%程度まで減少しましたが、使用料収入全体は予算額を200万円程度超える結果となりました。事業費については、今年より基金で補いきれない分を須崎市と津野町にご負担いただいております。余剰金は、将来の大規模な施設修繕に備え、基金へ積立てをいたしました。

次に、租税債権管理機構 滞納整理事業でございます。昨年度は、6市町から355名、1億5千3百万円を受託いたしまして、徴収額は約7千5百万円。徴収率は46.2%となっております。一昨年は新型コロナウイルス感染症の給付金による納税が多かったため、徴収率が過去最高となりましたので、比較すると下がっておりますが、徴収率は近年45%を超えておりまして、好調に推移しています。本年度は278名を受託しておりますが、現在も新型コロナウイルスは終息していない状況でありまして、徴収は昨年度と同様、厳しい年となりそうですが、止むを得ない事情でございますので、個々の状況を見極めながら適切な滞納整理に取り組んで参ります。

以上、本議会に提案しております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町

長会のご審議を経まして、ご提案させていただいているものでございます。

詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明を申し上げますので、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（下村 千佳 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

下村事務局長。

◎事務局長（下村 千佳 君）

それでは、7月定例会の議案につきまして、説明いたします。

議案書の2ページをおめくりください。

議案第10号専決処分の承認についてですが、これは令和3年度一般会計関係市町別負担金額の変更について専決処分をしましたので、この報告を行い、承認を求めます。次の3ページには、専決処分書を付けております。

変更の内容ですが、次の4ページ、令和3年度一般会計関係市町村別負担金変更表をご覧ください。こちらは一般会計で、次の5ページには特別会計の変更表となっております。両会計とも繰越金をつくらず、ゼロ精算をしております。

最初に、4ページの一般会計の組合維持管理ですが、これは議会運営と事務局の運営費に対する負担金です。変更前1,456万7,000円に対し、変更後1,375万9,694円、80万7,306円の減額です。

次に、介護認定審査会関係負担金ですが、こちらは変更前1,952万5,000円、変更後1,767万1,862円、185万3,138円の減額となっております。

次に、障害支援区分認定等審査会関係負担金は、変更前111万円に対し、変更後105万6,964円、5万3,036円の減額となっております。

次に、須崎斎場関係負担金です。須崎斎場は関係市町が須崎市と津野町となっており、これまで施設使用料と基金からの繰入で運営してきておりましたが、平成30年度、令和元年度の大規模な修繕に基金を充てたことから、運営費が不足し始めたため、令和3年度より両市町から負担金をいただいています。余剰金については、今後大規模な修繕や突発的な修繕に対応しなければならなくなった場合を想定し、基金に積立てさせていただきましたので、増減なしとなっております。

次の、続いて5ページの令和3年度滞納整理事業特別会計市町別負担金変更表は、松木管理局长より、説明をいたします。



◎管理局长（松木 貞男 君）  
議長。

◎議長（中城 重則 君）  
松木管理局长。

◎管理局长（松木 貞男 君）  
同じく、専決処分にかかります管理機構の負担金等の変更についてご説明いたします。  
一般会計と同様に歳出金額の確定に伴い、すでに頂いている負担金及び受託事業収入金を確定させ、ゼロ精算するものでございます。  
負担金、受託事業収入金の各市町別金額は記載の通りで、説明は省略させていただきますが、合計で当初の4,890万円が、確定で4,551万636円となり、約339万円のマイナス相当分を該当市町に還付しております。以上でございます。

◎事務局长（下村 千佳 君）  
議長。

◎議長（中城 重則 君）  
下村事務局长。

◎事務局长（下村 千佳 君）  
続きまして、6ページ、議案第11号専決処分の承認についてですが、これは、先ほど須崎斎場負担金についての際説明したとおり、須崎斎場負担金の余剰金を基金に積み立てるための補正で、補正内容としては、別冊の令和3年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算書（第2号）のとおりとなっております。

続きまして、8ページ、議案第12号令和3年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第292条により準用される同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものです。

それでは決算書の内容につきまして説明しますので、別冊の令和3年度歳入歳出決算書をご覧ください。

まず、決算書の1ページ目、令和3年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算書ですが、歳入歳出決算額がそれぞれ9,886万2,439円。差引残額0円となっております。

繰越明許費にかかる翌年度に繰越すべき財源、基金繰入金、翌年度への繰越金とも0円となっております。

次に、2ページから3ページ、歳入についてですが、予算現額の歳入合計額1億1,455万3,000円、調定、収入済額共に9,886万2,439円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、予算現額と収入済額との比較は、1,569万561円となっております。

次に、4ページから5ページ、歳出についてですが、予算現額の歳出合計額1億1,455万

3, 000円、支出済額9, 886万2, 439円、翌年度繰越額0円、不用額、予算現額と支出済額との比較とも1, 569万561円。歳入歳出差引残高0円となっております。

歳入、歳出の詳しい内容につきましては、次ページ以降の事項別明細でご説明しますので、6、7ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項1目組合運営費負担金ですが、先程の議案第10号の専決処分に出てきました負担金です。1節の組合維持管理費関係から4節の須崎斎場負担金まで、それぞれ精算をしております。

次に、2目介護運営費負担金につきましては、須崎市福祉事務所から委託を受け審査した3件分1万2, 000円の負担金収入です。

次に、2款使用料及び手数料ですが、1項1目の衛生使用料につきましては、須崎斎場の使用料の563件で3, 704万5, 000円。

次に、2目総務使用料は、よさこいケーブルネットからの土地使用料1, 500円となっております。

次に、8、9ページですが、3款県支出金、1項1目社会福祉費県委託金につきましては、須崎福祉保健所から委託を受け、介護認定審査をしたもので7件分、2万8, 000円の収入となっております。

次に、4款財産収入、1項1目基金運用収入につきましては、10億円の国債の運用益481万6, 438円と、ふるさと市町村圏基金、須崎斎場調整基金それぞれの利子収入が合わせて27万7, 616円 計509万4, 054円となっております。国債については、0.3%だった国債を11月に0.4%のものに買い替えを行いましたので、年間の利息が300万から400万に増額となっております。また、買い替えに伴う売却差益131万6, 438円を入金しています。

2目の利子及び配当金については、須崎市道の駅に出資している450万円の配当金9万円を見込んでおりましたが新型コロナウイルスの影響を受け配当が無かったことから0円となっております。

また、3目財産貸付収入といたしましては、須崎斎場に設置しています自動販売機収入が7万1, 027円となっております。

次に、5款繰入金につきましては、1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金として、当初2, 975万1, 000円を見込んでおりましたが、高幡中学生海外研修事業や青少年育成交流事業、婚活事業等が中止もしくは縮小となったことから1, 936万6, 575円、1, 038万4, 425円減額となっております。

2目須崎斎場調整基金繰入金につきましては、使用料と市町の負担金で賄ったことから繰り入れは行っておりません。

続きまして10～11ページ、6款諸収入につきましては、1項1目、預金利子が213円。

2項1目の雑入につきましては、須崎斎場公有建物災害共済金13万8, 600円、その他5, 950円の収入となっております。

以上、歳入合計9, 886万2, 439円となっております。

続きまして、12、13ページをご覧ください。

歳出、1款議会費ですが、8月と3月の議会定例会等の議会運営費に関する経費で、17万3,084円。

次に、2款1項1目の一般管理費ですが支出額は1,359万2,603円、組合の運営に関する経費で、当事務組合事務局長の人件費に対する負担金と会計年度任用職員の報酬、財務書類の作成にかかる委託料等となっております。

次に、14、15ページ、2目ふるさと市町村圏事業費の支出額は、2,446万672円、主に中学生海外研修事業、青少年育成交流事業、高幡婚活事業の委託料と奥四万十観光協議会に対する補助金です。新型コロナ感染症の影響から事業が中止や縮小となり、事業費が大幅に減額となりましたが、奥四万十観光協議会補助金については、県補助金が無くなったことから、令和3年度は全額高幡が負担したため2,074万708円の支出となっております。

次に16、17ページ、3款民生費、1項1目介護認定総務費ですが、介護認定審査会に関する経費で、審査委員報酬、職員人件費、会計年度任用職員の物件費等で1,771万1,989円。

2目障害認定総務費は、障害認定審査に関する経費で、審査委員報酬、会計年度任用職員の物件費等の105万6,964円となっております。

18、19ページ、4款衛生費、1項1目須崎斎場運営費ですが、こちらは須崎斎場の運営に関する経費で、主な経費としては株式会社五輪への指定管理者委託料と老朽化に伴う設備更新と修繕で、4,186万7,127円の支出額となっております。

5款予備費の充当は、指定金融機関の四国銀行の保証金10万円を、平成29年から一般会計に入金し管理していることが判明したため、歳計外に振替するため充当したものです。

以上、歳出合計9,886万2,439円となっております。

20ページの実質収支に関する調書につきましては、歳入歳出とも9,886万2,000円で実質収支は、ゼロとなっております。

一般会計の方は以上です。

続いて特別会計の決算を松木管理局長より、説明いたします。

◎管理局長（松木 貞男 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

松木管理局長。

◎管理局長（松木 貞男 君）

続きまして21ページ、管理機構の特別会計決算についてご説明いたします。

令和3年度の決算額は、歳入歳出決算額とも4,552万2,228円となりました。

次の22、23ページは歳入、24、25ページは歳出の款、項別の予算額等を記載しておりますが、詳細は次の事項別明細書でご説明させていただきますので、合計だけ述べさせていただきます。歳入、歳出とも予算現額4,900万円に対し調定、収入済及び支出済額とも4,55

2万2,228円となりました。

次に、27ページからの事項別明細書をご覧ください。

まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は組合構成市町の負担金で予算額2,090万円に対し、調定、収入済額は2,097万6,056円。

第2款諸収入の第1項受託事業収入は佐川町、越知町、土佐市の委託料ですが、予算額2,800万円に対し2,453万4,580円、第2項の預金利子は1万円に対し267円、第3項雑入は、9万円に対し1万1,325円となりました。

合計で予算額4,900万円に対し、調定、収入済額とも4,552万2,228円となりました。

次に、29ページからの歳出でございますが、第1款総務費は予算額4,880万円に対し、支出済額4,552万2,228円で、各節別金額は記載のとおりで、内容につきましては、備考欄に主な支出内容を記載しております。

8節の旅費までは記載のとおりでございますが、10節需用費の消耗品費37万6,000円のうち、主なものは法規追録等の書籍類の22万円でございます。

11節のその他役務14万8,000円は、預貯金の調査手数料などです。

12節の委託料の内訳は、備考のとおりでございます。

13節の使用料及び賃借料は、滞納整理システム使用料が約200万円、他はコピー機の使用料と事務所借り上げ料でございます。

決算額では昨年度より約122万円減となりますが、主な要因としましては、3節の職員手当等が前年度より約130万円の減となったからでございます。

第2款予備費20万円は不用額となりました。

合計で予算額4,900万円、支出済額4,552万2,228円となっております。

次の33ページ、実質収支に関する調書は、先ほどの歳入歳出額を千円単位で記載したものでございます。

なお、管理機構の事業実績は実績報告書の5ページに、また、提出議案の資料には機構実績の概要などを添付しておりますので、ご参照いただければと思います。以上でございます。

◎事務局長（下村 千佳 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

下村事務局長。

◎事務局長（下村 千佳 君）

それでは、35ページ、「財産に関する調書」をご覧ください。

1 公有財産、(1) 土地及び建物ですが、須崎斎場に関するもので、前年度より増減ありません。

(2) の出資による権利につきましては、前年度からの増減はなく、株式会社須崎市道の駅に1株5万円で90株450万円を出資しております。

2 物品、これは昨年度まで上げておりませんでした。地方自治法施行規則第 16 条の 2 に、財産に関する調書として記載すべき内容が定められており、その中に物品がありますので、今回より須崎市の重要物品及び備品の定義に準じたものを掲載しております。なお、須崎斎場の指定管理者五輪との協定の中にも貸与している高幡の備品がありますが、ここでいう物品の定義に合わないものも多いため掲載せず欄外に示しております。

3 の基金につきましては、(1) の高幡広域ふるさと市町村圏基金は前年度末現在高から 2,999 万 6,894 円の減、決算年度末現在高 11 億 7,016 万 4,970 円となっています。

また、(2) の須崎斎場調整基金は前年度末現在高から 245 万 4,249 円の増となり、決算年度末現在高 321 万 5,775 円となっております。なお、出納整理期間中において、基金から前年度事業への繰出し等があることから、5 月末残高は、ふるさと市町村圏基金は 11 億 6,093 万 6,941 円、須崎斎場調整基金が 727 万 8,864 円となります。

以上が財産に関する調書の報告となります。

なお、3 年度の事業報告としまして、令和 4 年 7 月定例会提出議案資料及び令和 3 年度主要な施策の実績報告書を付けておりますので、後ほどご覧ください。

以上が、7 月定例会への上程議案です。よろしく申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

以上で説明は終わりました。

ここで、監査の結果について、監査委員から報告を願います。

◎9 番（池田 三男 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

池田三男監査委員。

◎9 番（池田 三男 君）

それでは監査報告を申し上げます。

去る 6 月 24 日に高幡広域市町村圏事務組合事務所におきまして、梶原町長と令和 3 年度に執行されました事務事業につきまして、事務局説明のもと、精査し、監査を実施いたしました。

その際、令和 3 年度歳入歳出決算書とその付属書類につきまして、保管の諸帳簿及び証票書類と照合したところ、計数に誤りはなく、正確であり、適正に予算の執行等の事務処理がなされていることを認めましたので、ご報告いたします。以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）

これより議案第 10 号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第10号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

これより議案第11号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第11号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

これより議案第12号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第12号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

以上で、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

管理者からごあいさつがあります。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ご提案申し上げました議案につきましては、それぞれご審議をいただき、適切にご決定を賜りましてありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、長らく規模縮小や中止を余儀なくされていた様々な事業が開催され、お忙しい日をお過ごしのことと存じます。観測史上最速、最短の梅雨明けとなり、猛暑も懸念されております。なにとぞお身体ご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

これをもって、令和4年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時35分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員